

速度取締り指針

令和6年4月
静岡中央警察署

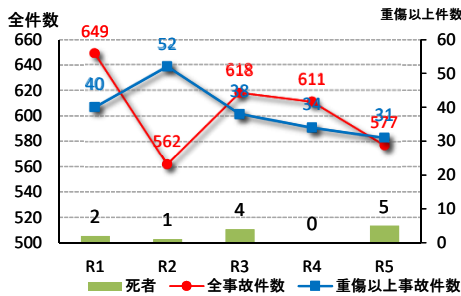
静岡中央警察署の速度取締り重点

重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
県道29号	12:00~18:00	千代から遠藤新田までの間	40km/h
県道67号	6:00~24:00	沓谷から瀬名川までの間	50km/h

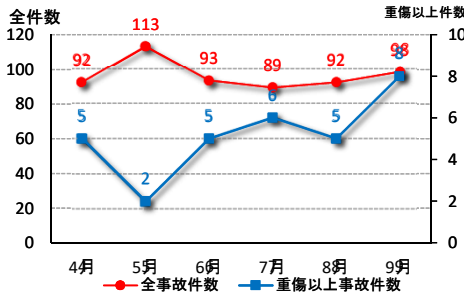
※重点路線以外の場所、時間帯であっても取締りを実施しています

管内の交通事故発生状況

過去5年における発生状況(各年度上半期)



前年度上半期の月別事故発生状況



前年度上半期における交通事故発生状況

	前年度上半期	
	件数	前年比
件数	577	-34
うち重傷事故	35	1
死者	5	5
負傷者	678	-13
うち重傷者	37	3

事故起因者直前速度50km/h以上の死亡または重傷交通事故発生状況(高速道路、国道バイパスを除く)

過去5年度(令和1年から5年)の状況



その他取締りの要点等

静岡市内における直前速度50km/h以上の死亡事故または重傷事故発生状況を見ると、そのほとんどが幹線道路で発生していることから、速度取締りにあっては特に重大事故の発生が見られる県道29号線及び北街道を重点路線とし、同路線及びその付近の生活道路を中心に取締りを行う。

主要幹線道路である国道1号や、児童が多数通行する通学路では、通勤時間帯におけるレッドパトロール活動を強化する。

また、管内では急増している横断歩道横断中の歩行者事故の抑止活動として、市街地や通学路及びその付近における横断歩行者等妨害等の交通取締りを行う。

更に、その他の交通死亡事故抑止活動として、幹線道路付近における一時不停止、信号無視等の交通取締りを行う。市街地周辺では、悪質な無免許運転や飲酒運転の取締りを強化する。